

始末

私別家弟栄次義今九月廿五日酒乱を以東諸木村

廣井玄清老へ對し不當之及仕向候ニ付御詮儀

懸りを以遠方往来御差留被仰付奉恐入次第二御座候

然ニ栄次義是迄度々奉懸御苦勞候儀相恐レ且

諸人對し候而も訛立不申と一図存入惑亂仕髮

を剃自害仕心得を以相構候場合私見付漸

取留申候右仕業乱心と相成其尙ニ難差置

私方ニ連寄養生家ニ入守方仕度段奉願

快氣仕迄私へ御預被仰付奉畏候快氣仕

本心ニ相成養生家出シ申度候ハト其節

御届仕御下知之上出シ可申候其外御預り中

不実之義御座候ハト如何様共可被仰付候以上

文久元酉年

百姓

喜之助

印

十月

請人

政右衛門

印

弘岡下ノ村当分兼勤

嘉八

印

武田雄三郎殿

同村老

傳七殿

同

孫七殿

【註一】東諸木村…ひがしもろぎむら。現高知市春野町東諸木。春野の東端に所在し、弘岡下ノ村とは一村を隔てて東側に位置する。

【註二】廣井玄清…ひろいげんせい。東諸木村の医師であつた廣井由章の養子となり、騒動当時は同村で医師をしていた。なお、弘化五（一八四八）年から三年間、土佐藩の学問研究所である沢流館たくりゅうかんで医学の講義をしていたことがある。

【註三】当分兼勤…武田雄三郎はこの当時弘岡中ノ村の庄屋でもあつた。